入札公告の訂正

令和８年11月２日
契約担当者　国立大学法人東京大学
総長　藤井　輝夫
代理人　施設部長　西村　文彦
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
○施設部第４号
１　掲載日　令和８年10月21日（号外政府調達第194号）
２　訂正内容　50ページ３段目の入札公告施設部第４号「Ａ　令和９年度　東京大学本郷地区他３団地で使用するガス　一式」「Ｂ　令和９年度　東京大学柏団地で使用するガス　一式」について、３⑶書類の受領期限中、「令和９年11月16日」を「令和８年11月16日」に訂正します。

入札公告の取消

令和８年11月２日
国立大学法人浜松医科大学
理事　三沼　　仁
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　22
令和８年８月17日付（号外政府調達第151号）25ページ掲載の入札公告第５号「病院職員就業管理システム　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年11月２日
支出負担行為担当官
九州地方整備局長　森下　博之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　川辺川ダム建設（一期）工事（電子入札及び電子契約対象案件）
⑶　工事場所
右岸：熊本県球磨郡相良村大字四浦字堂迫地先
左岸：熊本県球磨郡相良村大字四浦字藤田地先
⑷　工事内容　基礎掘削：約2,200千㎥（全体　約2,200千㎥）コンクリート打設：約27千㎥（全体　約770千㎥）コンソリデーショングラウチング：約150m（全体　約2,200m）カーテングラウチング：約3,800m（全体　約22,000m）
⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。ただし、受注者は、契約を締結するまでの間に、別途配布する工期通知書により、工事の始期を通知すること。
余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。また、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
工期：工事の始期から令和13年３月31日（ただし、令和９年５月10日（工事着手期限）までに工事を開始すること）
ただし、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から令和13年３月31日までに工事を完成させること。
⑹　使用する主要な資機材　中庸熱セメント＋フライアッシュ：約２千トン、セメント：約５千トン、生コンクリート：約15千㎥、鉄筋：約１千トン
⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⑼　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する適用工事である。
⑽　本工事は、円滑な技術継承を推進することを目的として、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる「専任補助者制度」の試行工事である。専任補助者の配置を希望する場合は、落札決定後から工期の始期までに、「専任補助者の配置の申出書」を提出するものとし、併せて専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者について、現場代理人等通知書（案）、経歴書、資格者証、３ヵ月以上の雇用関係を証明する資料を提出するものとする。「専任補助者の配置の申出書」は、落札決定後、専任補助者の配置を希望する場合に、契約担当課より配布する。専任補助者は、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。ただし、本工事の現場代理人、担当技術者を兼務することができる。また、専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者については、やむを得ない事由を除き、原則、途中交代は認めない。
⑾　本工事は、特定建設工事共同企業体の対象工事である。ただし、同一の企業が単体、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。
⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⒀　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒁　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
⒂　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。
⒃　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。
⒄　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。また、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。
⒅　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒆　本工事は、発注者が新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式」の試行を行う工事である。
⒇　総価契約単価合意方式の適用
①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
②　後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合についても、本工事において合意した単価等を使用するものとする。
③　本方式の実施方式としては、
イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
④　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
⑤　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。